東京商工会議所 練馬支部主催

「働き方改革」下の労働時間管理

経営者・管理者が従業員の労働時間を管理することの重要性

従業員の労働時間を企業がしっかり管理すること、そのことは、取りも直さず残業代等の人件費の適正化に直結するほか、長時間労働による労災、メンタルストレスを防ぐ効果につながるなど、企業経営の健全化並びに従業員の福祉に資するものです。本セミナーでは「従業員の労働時間管理が当面の課題」「従業員が勝手に残業時間を申告し、残業代の経費が嵩んで困る」「労基署監督官の臨検で是正勧告を受けた又は受けそうだ」などという方々を対象に、“いかに従業員を管理するか”労働時間を中心とした労務管理の手法をお伝えします。

＜開催要項＞

○日　時　　２０１８年１０月１１日　(木)　１４時～１６時（２時間）

○会　場　　Coconeri（ココネリ）３階　研修室１（練馬区練馬１－１７－１）
西武池袋線・西武有楽町線・都営大江戸線 練馬駅北口　徒歩１分
※駐車場は有料となります。公共交通機関にてお越し下さい。

○講　師　　トラウト法律事務所代表弁護士 **福　島　政　幸** 氏

＜講師略歴＞東北大学法学部卒業後、日立製作所へ入社、日立武蔵（半導体工場）勤労課員として労務管理に約４年間従事、退職後、司法試験合格、裁判官に任官。広島、札幌、那覇（家裁上席）、宮崎（延岡支部長）、熊本（破産・執行・保全専門部の部総括）などの地裁と家裁に勤務、東京高裁判事を最後に、約２６年半の裁判官生活を依願退官。裁判官在職中、主として民事、家事事件の裁判を担当し、東京地裁では、医療集中部、労働専門部、民事保全専門部（上席判事）などに従事。民間での労務管理担当、司法試験の受験（労働法選択）、そして労働裁判などの経験を経て、第二東京弁護士会へ弁護士登録後も労働問題検討委員会（法制部会）に所属し、中小企業の労務管理の支援を弁護士業務の重点分野にしています。

○定　員　　６０名　（先着順、定員オーバーしたときはご連絡します。）

○内容（予定）

○受講料　　**無　料**

1. **安倍政権下の「働き方改革」の目指すもの**
2. **なぜ労働時間管理が重要か**
3. **さまざまな労務管理の手法**
4. **最新労働法制への対処**
5. **経営者としてのコンプライアンス**
6. **今からはじめる労基署監督対策**

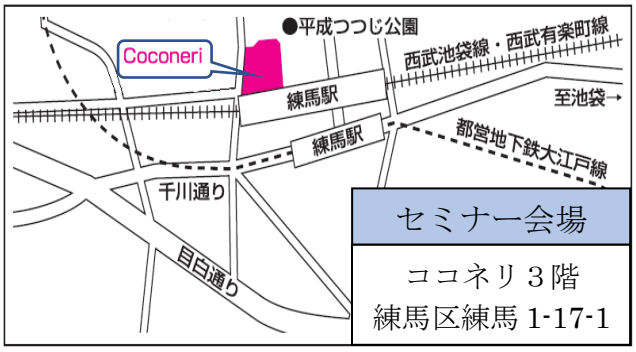

※ 駐車場は有料となります。公共交通機関にてお越し下さい

＜お申込み方法＞

◆参加申込書に必要事項をご記入のうえ、下記申込先までＦＡＸにてお申込みください。

◆定員超の場合のみ、電話にてご連絡します。連絡がない場合受付済ですので、直接会場にお越しください。

＜お申込先・お問合わせ先＞　東京商工会議所練馬支部　℡ 3994-6521 練馬区練馬 1-17-1 Coconeri ４階

参加申込書 ＜切り取らずにＦＡＸして下さい＞　　**送信先 FAX：０３－３９９４－６５８９**

※番号を誤って送られる事が多くなっております。再度送信先の番号をご確認の上、ＦＡＸを送信してください。

会 社 名	フリガナ 会員・非会員（いずれかに○）	業　種	
TEL/FAX	ＴＥＬ　（　　）　　ＦＡＸ　（　　）		
住　所	〒	e-mail	
参加者名		部署／役職	

ご記入いただきました情報は、セミナー及び各種情報提供のためのみ利用致します。今後、情報提供を希望しないときは、練馬支部宛にご連絡をお願い致します。